

令和 6 年 5 月 23 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2023

課題番号：19K13551

研究課題名（和文）参加形態相互間の役割分担の再構築に向けた序論的・比較法的考察

研究課題名（英文）Introductory and comparative legal study for reconstructing of the division of roles between the forms of Intervention

研究代表者

伊藤 隼（ITO, Shun）

北海道大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：10756589

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 4,600,000 円

研究成果の概要（和文）：本研究では、多様な参加形態（およびその周辺に位置する制度）間における役割分担の再構築を目指して、ドイツ法・イタリア法の議論に手がかりを得つつ、主として補助参加の在り方について考察を加えた。これによって、従来の一般的な理解とは異なる補助参加の目的・機能の捉え方を描き出すとともに、制度間役割分担の検討の際の基本的な分析視角の獲得と結論の分かれ目になり得る重要なファクターの析出を試みた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、民事訴訟法上、最も基本的な参加形態である補助参加について、これまで十分に参照されてこなかった外国法の議論のポテンシャルを引き出しつつ、新たなものの見方を提示することで、議論に大きな広がりの可能性をもたらした点に学術的意義がある。また、そこで示された解釈論は、実務の運用の指針になり得るとともに、利用者にとっての（最善の）制度選択の助けとなるものといえ、この点に社会的意義がある。

研究成果の概要（英文）：In this study, with the aim of reconstructing the division of roles between the various forms of intervention (and the institutions located on their periphery), I have mainly examined the ideal model of the third-party intervention in support of a party to the dispute ("Nebenintervention"), referring to discussions in German and Italian law. In doing so, I have tried to present a different way of perceiving the function(s) of Nebenintervention than the common understanding and to clarify the basic analytical perspective in deciding on the division of roles, as well as the key factors that could lead to a split in the conclusions.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：民事訴訟法 補助参加 参加的効力 ドイツ法 イタリア法

1. 研究開始当初の背景

わが国では、法文上または解釈上、多様な参加形態（補助参加、共同訴訟的補助参加、独立当事者参加、共同訴訟参加）の存在が認められているが、このうち補助参加をめぐっては、その機能領域の拡大を説く見解が優勢になっていた。すなわち、要件面では、係属中の訴訟で下される判決の主文について利害関係を有する場合にとどまらず、理由中の判断について利害関係を有するにとどまる場合でも補助参加が許される——補助参加の利益が認められる——とする見方が有力に説かれ、効果面では、伝統的には何の判決効も生じないとされていた補助参加人と相手方との間にも、一定範囲で拘束力を認めるべきであるとする向きが増えてきていた。しかしこうした動向に対しては、要件面では、主観的追加的併合、独立当事者参加などといった方法での対処の可能性を指摘しつつ、特に補助参加が在来の当事者に与え得る弊害を考慮して、補助参加の許容範囲を謙抑的に解すべきとする見方が現れ、効果面では、補助参加を契機として補助参加人と相手方との関係で紛争解決を図る必要はないなどと説く向きも出てきていた。このように、補助参加に関しては、要件・効果の両面において、守備範囲の拡大を志向する動きが存在する一方で、他の（より有用であり得る）制度の存在にも鑑みて、その役割を限定的に捉える見解も主張されていた。

2. 研究の目的

本研究は、上記のような議論状況を前提として、補助参加の果たすべき機能とは何なのかについて、他の参加形態あるいは周辺に位置する制度との棲分けという視点をも意識しつつ、考察することを目的としたものである。補助参加以外の制度を差し当たり所与として、それらとの連関に目を向けながら、補助参加の要件（補助参加の利益）および効果（補助参加人に対する判決効）について検討することで、制度間役割分担の再構築に向けた基本的な視座を獲得することを狙いとしている。

3. 研究の方法

本研究は主として文献調査の方法によって遂行された。方法論としては比較法のアプローチを採用し、とりわけ、ドイツ法およびイタリア法を参照した。ドイツ法に目を向けたのは、わが国の民事訴訟法の母法であって、補助参加に関する豊富な議論が存在するとともに、近時、他の制度との関係にも言及しつつ、その許容範囲を（伝統的理解に比して）限定する動きが出ており、有用な示唆が得られる見込みが高いと考えられたためである。イタリア法に目を向けたのは、そのポテンシャルの大きさにもかかわらず、わが国にまともな研究がほぼ存在していなかったという事情があったほか、任意参加の枠内で、3つの参加形態（主参加、共同訴訟的参加、補助参加）が区別されつつ議論されており、制度間役割分担という視点をも意識する本研究にとって、格好の素材を提供してくれると期待されたためである。

4. 研究成果

(1) 補助参加一般について

本研究の成果としては、特に、「補助参加制度の機能に関する一考察（一）～（五・完）」（法学協会雑誌 137 巻 7 号、10 号、138 巻 2 号、8 号、140 巻 2 号（2020～2023））を挙げることができる。1 で述べた背景事情を前提として、2 で述べた関心に基づいて、3 で述べた外国法の議論に手がかりを求めながら、わが国の法体系において、補助参加をどういう役割をもつものとして定位するのが相当なのかについて、見通しを得ることを試みたものである。

同論文では、具体的には、まず、日本法の議論の現状を整理したうえで、19 世紀普通法以来のドイツ法の歩みを丹念に跡づけた。その中で、特に重要な指摘として、次の諸点を挙げることができる。第一に、普通法からドイツ民事訴訟法（ZPO）の立法過程までにおいて補助参加が行われ得るケースとして想定されていたのは、①第三者に参加の有無を問わず既判力が及ぶケース、②第三者が敗訴当事者からの求償の危険にさらされるケースであって、補助参加人と被参加人との間の判決効（参加的効力）はもっぱら後者のために用意されたものであるとともに、補助参加人と相手方との間に何らかの判決効を要求するようなケースは取り立てて議論の俎上に載っておらず、補助参加人と相手方との関係に関する規定の空白が必ずしも両者の間の判決効を否定する趣旨に出たものではない可能性を含意すること、第二に、ZPO の下では、判決効ベース

で補助参加の利益を考察する方向性が支持を集めたものの、既判力の本質をめぐる議論の中で、当初想定されていた「法律要件の効力」の概念が変容を被ることとなり、それに代わる説明原理が求められることとなったところ、そこで、(通説的地位を獲得した) 既判力訴訟法説とも両立する証明効に光が当たったとみられること、第三に、現在の支配的見解においては、補助参加の利益のメルクマールは訴訟物たる法律関係が第三者の主張する法律関係の先決問題に当たること(先決関係)に見いだされているが、子細にみると、敗訴判決によって第三者の訴訟追行が困難になる危険の回避の必要性に言及されていて、この点で証明効の影響が窺われること、第四に、それとともに、先決関係というメルクマールの背後には、補助参加人と被参加人とはともに被参加人の勝訴を目指すという関係を確保して、民衆訴訟の回避および訴訟遅延・訴訟妨害といった弊害を可及的に回避しようという考慮が働いており、それによって係属中の訴訟に加わるについての第三者の利益と他人に介入されずに訴訟を進行したいという在来の当事者の利益との調整が行われていると解されること、第五に、とりわけ近時、補助参加と第三者の法律関係に関する確認の訴えとの近接性を指摘しつつ、後者を類型的に不適法と解する見解に示唆を得て、補助参加人の法律関係にとって先決問題に当たる訴訟物たる法律関係が(参加的効力によって)フィックスされない限り、補助参加は不適法と解すべきであるとする見解が出てきているが、これは、従来は切り離されていた補助参加人に対する判決効と補助参加の利益とを結び付けて考えるものであって、法的な拘束力をもたらさない補助参加の許容性を見直す重要な契機を提供していると思われることである。

次に、日本法およびドイツ法を相対化すべく、同様に歴史を繙いて、イタリア法の議論の展開を追ったが、そこでは主として次の諸点が明らかになった。第一に、任意参加の枠内において、訴訟物たる法律関係と第三者の主張する法律関係との間の実体的なつながりの態様に応じて、あるべき参加形態を区別する発想が窺われること、より具体的には、2つの法律関係の間に、非両立性がある場合→主参加、両立性(同種性)がある場合→共同訴訟的参加、先決従属性がある場合→補助参加、という関係が看取れること、第二に、補助参加のメルクマールとされている先決従属性は、訴訟物たる法律関係が第三者の主張する法律関係の法律要件要素に当たる場合などと定義されるが、それが存在する場合に補助参加が許容される理由については、反射的効力に関する論者の態度と関連して、対立あるいは変化が見られること、すなわち、先決従属性がある場合に一般的に反射的効力を肯定する見解においては、不利な反射的効力の回避のために補助参加が認められるとする理解が有力であるが、憲法上の防御権あるいは対審の原則との兼合いで反射的効力を否定する見解(近時の通説的見解)においては、訴訟物たる法律関係＝第三者にとっての先決関係をフィックスするために補助参加が認められるとする傾向にあること、第三に、後者のような考え方の下では、イタリア法の補助参加は、他人間に係属中の訴訟の中で行われる第三者の法律関係に関する確認の訴えの色彩を帯び、参加の有無を問わず生じる不利な判決効の回避という観点ではなく、参加による有利な判決効の獲得という観点から、補助参加の利益を基礎づける可能性を示唆するように思われることである。

以上のドイツ法・イタリア法から抽出された知見に基づいて、最後に、日本法について検討を加えている。従来から補助参加の利益の根拠とされる「事実上の影響」の中では、もっぱら判決を想定しつつ補助参加の利益を論じる作法との整合性、参加人の地位・権限の従属性との平仄などといった諸点に鑑みれば、証明効に着目するのが差し当たり穏当であると評価しつつも、そもその「事実上の影響」なる概念を訴訟法上(どこまで)受容し得るかが必ずしも明らかでないことからすると、諸外国の議論に現れていたように、係属中の訴訟の中で、補助参加人との関係で、特定の判断を法的な拘束力をもって判断することとし、それによって、補助参加人の権利保護と後訴の回避とを達成するという角度から、補助参加の利益を説明する方向性にも魅力があるのではないかという見通しを述べた。併せて、補助参加を相対的に広く／狭く許容することとした場合にどのような問題が生じるかについて、他の制度の守備範囲に照らしつつ考察し、あり得るヴァリエーションの長短を精緻に分析するとともに、補助参加によらなければ保護され得ない第三者の利益がどこにあるのかを浮かび上がらせた。

(2) 補助参加人に対する判決効について

これに加えて、本研究にかかわるものとして、補助参加人に対する判決効に関する小稿を公表した。そこにおいては、具体的な判例を題材として、補助参加人と被参加人との関係で生じる参加的効力の客観的範囲あるいは作用の仕方について検討するとともに、派生的な問題として、補助参加人と相手方との関係において、どのような判決効を想定できるか(またはすべきか)にも言及した。

(3) 今後の課題および残された問題

今後の課題としては、まず、いささか抽象的な色彩が強いうえに可能性の提示の域を出ていない本研究の成果を、補助参加が問題になる具体的な事案に当てはめつつ検討し、理論と実践とを繋いでいかなければならない。また、補助参加人に対する判決効と補助参加の利益との接合を図るという関心からは、補助参加のメルクマールとしてしばしば言及される「先決関係」の概念について、既判力論にいう「先決関係」との関係(およびそこでの既判力の作用の仕方)に留意し

ながら、究明する必要があると考えられる。これはひいては、補助参加人に対する判決効を仮に既判力と解した場合に（どういう）問題が生じ得るかを明らかにすることにつながる。さらに、先述のように、「事実上の影響」をめぐっては、これをそもそも訴訟法理論として（どこまで）受容できるかという問いが横たわっており、この点について、手続保障、裁判を受ける権利などの関係をも踏まえつつ、考察する必要がある。

これらについては、本研究の期間内にまとめた成果を公表することは叶わなかったが、2023年度の途中からドイツにおいて在外研究を開始しており、その中でさらに取り組んでいければと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 伊藤隼	4. 巻 265号
2. 論文標題 補助参加人に対する判決効	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 高田裕成・畑瑞穂・垣内秀介【編】『別冊ジュリスト・民事訴訟法判例百選〔第6版〕』（有斐閣）	6. 最初と最後の頁 204—205
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤隼	4. 巻 140巻2号
2. 論文標題 補助参加制度の機能に関する一考察（五・完）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 1—77
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤隼	4. 巻 138巻8号
2. 論文標題 補助参加制度の機能に関する一考察（四）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 86—169
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤隼	4. 巻 138巻2号
2. 論文標題 補助参加制度の機能に関する一考察（三）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 1—77
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1．著者名 伊藤隼	4．巻 137巻10号
2．論文標題 補助参加制度の機能に関する一考察（二）	5．発行年 2020年
3．雑誌名 法学協会雑誌	6．最初と最後の頁 1—76
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1．著者名 伊藤隼	4．巻 137巻7号
2．論文標題 補助参加制度の機能に関する一考察（一）	5．発行年 2020年
3．雑誌名 法学協会雑誌	6．最初と最後の頁 1—89
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6．研究組織

	氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7．科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8．本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------